

東京都戸建住宅等耐震化促進事業補助金交付要綱

制定 29 都市建企第 1369 号
平成 30 年 3 月 30 日
最終改正 31 都市建企第 1304 号
令和 2 年 3 月 19 日

(目的)

第 1 この要綱は、東京都戸建住宅等耐震化促進事業制度要綱（平成 30 年 3 月 30 日付 29 都市建企第 1368 号。以下「制度要綱」という。）に基づき、戸建住宅等耐震化促進事業を実施する区市町村に対し、東京都（以下「都」という。）が事業に要する経費を補助するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

(通則)

第 2 戸建住宅等耐震化促進事業に係る都の補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号。以下「規則」という。）及び制度要綱に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 3 この要綱における用語の定義は、制度要綱で使用する用語の例による。

(補助対象者)

第 4 補助金の交付の対象となる者は、制度要綱に基づき、戸建住宅等耐震化促進事業を実施する区市町村とする。

(補助対象事業)

第 5 補助金の交付の対象となる事業は、制度要綱に基づき、区市町村が行う戸建住宅等耐震化促進事業とする。

(補助対象事業費)

第 6 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象事業費」という。）は、補助事業に係る経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 耐震診断に要する経費（簡易耐震診断及び耐震診断に要する経費を合算した経費をいう。）
- (2) 耐震改修等に要する経費（改修工事を複数回にわたって実施する場合はそれぞれの工事に要する経費を合算した経費とし、区市町村が耐震改修等事業を行う場合には、附帯事務費を含む。ただし、建替えを行う場合は、耐震改修工事に要する費用相当分とする。）

(補助金の額)

第 7 都が交付する補助金の額は、次の(1)及び(2)により算出した額（当該額に千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の合計額以内の額（社会資本整備総合交付金交付要綱に基づく交

付金が財源として充当される額（以下「国の交付金額」という。）を超えない額とする。）であり、かつ、予算の範囲内の額とする。

(1) 耐震診断事業の1件当たりの補助金の交付額

ア 戸建住宅

建物所有者等が耐震診断を行う場合にあつては、耐震診断に要する経費の6分の1以内の額かつ23,000円以内の額とし、区市町村が耐震診断を行う場合にあつては、耐震診断に要する経費の4分の1以内の額かつ23,000円以内の額とする。ただし、区市町村が当該事業に対して支出する補助金額から、国の交付金額を控除した額の2分の1以内の額とする。

イ 住宅（戸建住宅及びマンションを除く。）

建物所有者等が耐震診断を行う場合にあつては、耐震診断に要する経費の6分の1以内の額とし、区市町村が耐震診断を行う場合にあつては、耐震診断に要する経費の4分の1以内の額とする。ただし、区市町村が当該事業に対して支出する補助金額から、国の交付金額を控除した額の2分の1以内の額とする。

また、耐震診断に要する経費は、面積1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡以内かつ3,670,000円を限度とする。ただし、設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、1,570,000円を限度として加算することができる。

(2) 耐震改修等事業の1件当たりの補助金の交付額

耐震改修等に要する経費の4分の1以内の額並びに耐震改修又は建替えに要する経費の5分の1以内の額かつ250,000円/戸以内の額とする。ただし、区市町村が当該事業に対して支出する補助金額から、国の交付金額を控除した額の2分の1以内の額とする。

(補助金の交付申請)

第8 この要綱に基づく補助を受けようとする者は、補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次に定める書類を添えて知事に申請しなければならない。

- (1) 補助事業内容及び補助金額算出内訳書（別記第1号様式別添1）
- (2) 実施計画書（別記第1号様式別添2）
- (3) 区市町村事業要綱等、区市町村の事業内容がわかるもの
- (4) 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 1の規定による申請は、補助を受けようとする年度の2月末までに行わなければならない。

(補助金の交付決定)

第9 知事は、第8の1の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知する。

(申請の撤回)

第10 第9の規定による交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、この補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、補助金交付決定通知書受領後14日以内に補助金交付申請の撤回をすることができる。

(交付決定の変更)

第 11 補助事業者は、補助金の交付決定後において、補助金額の変更等が生じた場合は、速やかに補助金交付変更申請書（別記第 3 号様式）に、次に定める書類（(2)から(4)までは変更が生じない場合に省略することができる。）を添えて知事に申請しなければならない。ただし、軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 補助事業内容及び補助金額算出内訳書（別記第 3 号様式別添 1）
- (2) 実施計画書（別記第 1 号様式別添 2）
- (3) 区市町村事業要綱等、区市町村の事業内容がわかるもの
- (4) 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 1 のただし書の軽微なものとは、次のいずれかに該当するものをいい、ここでいう経費の配分の変更とは、耐震診断に要する経費と耐震改修等に要する経費間での流用をいう。

- (1) 事業内容の変更で、補助金の交付決定額の変更を伴わず、かつ、耐震診断事業及び耐震改修等事業の件数に変更が生じないもの
- (2) 経費の配分額の変更で、補助金の交付決定額の変更を伴わず、かつ、その規模が当該年度の全経費に対して 3 割未満であるもの

3 知事は、1 の申請による変更を適当と認めるときは変更を承認し、補助金交付変更承認書（別記第 4 号様式）により補助事業者へ通知し、適当と認めない場合は交付決定を変更しないことを決定し、通知書（別記第 5 号様式）により補助事業者へその旨通知するものとする。

4 1 の規定による申請は、補助を受けようとする年度の 2 月末までに行わなければならない。

(一括設計審査（全体設計）の申請及び承認)

第 12 補助対象者は、補助金を充てて施行しようとする工事等の施行年度が 2 か年度以上にわたる場合は、初年度にまとめて知事の設計審査（以下「一括設計審査（全体設計）」という。）を受けなければならない。

2 一括設計審査（全体設計）を受けようとする者は、一括設計審査（全体設計）を受けようとするときは、当該事業に係る補助金の交付申請前に、一括設計審査（全体設計）の事業（以下「全体設計（全体事業）」という。）及び当該事業における年度ごとの事業（以下「全体設計（各年度事業）」という。）に係るそれぞれの事業費の総額及び完了予定期日等について、次に定める書類を提出しなければならない。ただし、4 の規定に基づく事業を申請する場合は、当該規定を適用しない。

- (1) 一括設計審査（全体設計）申請書（別記第 6 号様式）
- (2) 一括設計審査（全体設計）申請一覧（別記第 6 号様式別添）
- (3) 工程表
- (4) その他知事が必要と認める書類

3 知事は、2 の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めた場合には当該一括設計審査（全体設計）を承認し、一括設計審査（全体設計）承認書（別記第 7 号様式）により申請者に通知し、適当でないとして認めた場合には通知書（別記第 8 号様式）により申請者に通知する。

4 補助事業者は、補助金の交付決定後において、繰越しにより事業の施行年度を 2 か年度以上にわたることとした場合は、全体設計（全体事業）及び全体設計（各年度事業）に係るそれぞれの事業費の総額及び完了予定期日等について、2 の(1)から(4)までの書類を知事に提出しなければならない。

- 5 知事は、4の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めた場合には当該一括設計審査（全体設計）を承認し、一括設計審査（全体設計）承認書（別記第7号様式）により申請者に通知し、適当でないとした場合には通知書（別記第8号様式）により申請者に通知する。
- 6 一括設計審査（全体設計）の承認を受けた事業に係る各年度の補助金額の算定に当たっては、全体設計（全体事業）に着手する時点における要綱を適用し、かつ、全体設計（全体事業）の事業費を基に算出した額に全体設計（各年度事業）の事業割合を乗じた額以内とする。ただし、補助金額の算定に当たり別の算定によることについて知事が必要と認める場合は、この限りでない。

（一括設計審査（全体設計）の変更）

第13 一括設計審査（全体設計）の承認を得た者は、全体設計（全体事業）及び全体設計（各年度事業）の総額等の変更が生じた場合は、速やかに次に定める書類を知事に申請しなければならない。ただし、軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 一括設計審査（全体設計）変更申請書（別記第9号様式）
- (2) 一括設計審査（全体設計）申請一覧（別記第6号様式別添）
- (3) 工程表
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、1の申請による変更を適当と認める場合には変更を承認し、一括設計審査（全体設計）変更承認書（別記第10号様式）により申請者に通知し、適当でないとした場合には通知書（別記第11号様式）により申請者に通知するものとする。

（中止又は廃止の承認）

第14 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後、特別な理由が生じたため、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事業の中止・廃止申請書（別記第12号様式）により知事に申請しなければならない。

2 知事は、1の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、承認することを決定した場合は承認書（別記第13号様式）により、承認しないことを決定した場合は通知書（別記第14号様式）により、補助事業者はその旨通知するものとする。

（状況報告）

第15 知事は必要に応じ、補助事業者に対して期限を定めて補助事業の状況について報告を求めることができる。

2 1の規定による報告は、知事が定める期限までに状況報告書（別記第15号様式）により、行わせるものとする。

（実績報告）

第16 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに実績報告書（別記第16号様式）により、次に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。また、第14の2の規定により、廃止の承認を受けたときも同様とする。

- (1) 補助事業成果及び補助金額算出内訳書（別記第16号様式別添）
- (2) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 17 知事は、第 16 の規定により実績報告を受けたときは、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（別記第 17 号様式）により、補助事業者へ通知するものとする。

2 補助金の額の確定は、交付決定額の範囲内で行うものとする。

(補助金の交付)

第 18 知事は、第 17 の規定により確定した額について、補助事業者から請求書（別記第 18 号様式）による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第 19 知事は、補助事業者が次の(1)から(8)までの一に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定後、天災地変その他の事情変更により、補助事業（一括設計審査（全体設計）の承認を受けた事業のうち、全体設計（各年度事業）について既に補助金の交付を受けたものは、当該全体設計（全体事業）における残りの年度の事業を含む。以下第 19 及び第 20 において同じ。）の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により、この補助金の交付等を受けたとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (5) 補助事業を予定の期間内に着手せず、又は完了しないとき。
- (6) 補助対象事業費の精算額が補助金交付決定時の補助対象経費に達しないとき。
- (7) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他関係法令若しくは交付決定に基づく命令に違反したとき。
- (8) 事業内容及び事業費並びに事情の変更等により補助金が減額になったとき。

2 1 の規定は、第 17 の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

(補助金の返還)

第 20 知事は、第 19 の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第 21 知事は、第 19 の交付決定の取消しによる補助金の返還については、第 19 の 1 の(2)、(4)又は(7)に該当する場合には、次の(1)から(4)までの規定により、補助事業者へ違約加算金及び延滞金を納付させなければならない。

- (1) 違約加算金(100円未満の場合を除く。)は、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95%の割合で計算する。
- (2) (1)の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充当する。
- (3) 知事は、補助事業者が第20の規定により、補助金の返還命令を受け、これを納付日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。
- (4) (3)の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付額を控除した額によるものとする。

(補助事業の帳簿等の作成及び保管)

第22 知事は、補助事業者をして補助事業に関わる収支に関する帳簿、証拠書類その他補助事業の実施の経過を明らかにするための書類等を備えさせるとともに、補助事業終了後5年間(一括設計審査(全体設計)の承認を受けた事業のうち、全体設計(各年度事業)について既に補助金の交付を受けたものは、当該全体設計(全体事業)の完了の日の属する年度から5年間)保管させなければならない。

(補助事業の実施期間)

第23 補助事業者は、補助事業の補助を受けようとする年度の末日までに補助事業を完了させるものとする。

(財産処分の制限)

第24 補助事業者が補助事業により取得し、又は効用を増加した次に掲げる財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けさせなければならない。ただし、補助金等の交付の目的、交付額又は当該財産の耐用年数を勘案し、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間を準用した期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産
- (2) 船舶
- (3) 前二号に掲げるものの従物
- (4) 立木
- (5) 取得価格又は効用の増加額が単価50万円以上の工作物、機械及び器具で、補助目的達成上特に必要と認められるもの
- (6) 前各号のほか、補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるもの

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 28 日 30 都市建企第 1369 号）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 10 月 1 日 31 都市建企第 629 号）

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 19 日 31 都市建企第 1304 号）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別記
第1号様式（第8関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

住 所
申請者

印

年度東京都戸建住宅等耐震化促進事業補助金交付申請書

標記の補助を受けたいので、東京都戸建住宅等耐震化促進事業補助金交付要綱第8の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の実施予定期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 2 補助金交付申請額
金 円
- 3 添付書類
 - (1) 補助事業内容及び補助金額算出内訳書（別記第1号様式別添1）
 - (2) 実施計画書（別記第1号様式別添2）
 - (3) 区市町村事業要綱等、区市町村の事業内容がわかるもの
 - (4) 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム
 - (5) その他知事が必要と認める書類

第1号様式（別添2）

実施計画書

1 耐震診断事業

(1) 事業要件への適合

東京都戸建住宅等 耐震化促進事業 制度要綱	区市町村事業要綱 等での要件記載		区市町村事業要綱等での要件記載なしの場合の 対応方法
	木造	非木造	
第5の(1)			
第5の(2)			
第5の(3)			
第5の(4)			
第5の(5)			

※ 区市町村事業要綱等での要件記載欄には、記載がある場合には「○」、記載がない場合には「×」、一部記載がある場合には「△」、対象事業がない場合には「-」を記入すること。

(2) 事業予定量

	簡易耐震診断		耐震診断		補強設計	
	棟数 (棟)	戸数 (戸)	棟数 (棟)	戸数 (戸)	棟数 (棟)	戸数 (戸)
区が実施する耐震診断等事						
耐震診断等事業に係る補助						
合計						

※ 事業予定量は、棟数と戸数を記入すること。

※ 変更申請の場合には、上段に変更前の事業予定量を（ ）書きで記載し、下段に変更後の事業予定量を記入すること。

2 耐震改修等事業

(1) 事業要件への適合

ア 補強設計及び耐震改修又は耐震改修

東京都戸建住宅等耐震化促進事業制度要綱	区市町村事業要綱等での要件記載	区市町村事業要綱等での要件記載なしの場合の対応方法
第5の1(1)		
第5の1(3)		
第7の1(2)		
第7の1(3)		
第7の1(4)		
第7の1(5)		
第7の1(6)		

※ 区市町村事業要綱等での要件記載欄には、記載がある場合には「○」、記載がない場合には「×」、一部記載がある場合には「△」、対象事業がない場合には「-」を記入すること。

イ 建替設計及び建替え

東京都戸建住宅等耐震化促進事業制度要綱	区市町村事業要綱等での要件記載	区市町村事業要綱等での要件記載なしの場合の対応方法
第5の1(1)		
第5の1(3)		
第7の1(2)		
第7の1(3)		
第7の2(2)		
第7の2(3)		
第7の2(4)		

※ 区市町村事業要綱等での要件記載欄には、記載がある場合には「○」、記載がない場合には「×」、一部記載がある場合には「△」、対象事業がない場合には「-」を記入すること。

(2) 事業予定量

	耐震改修		建替え		除却	
	棟数 (棟)	戸数 (戸)	棟数 (棟)	戸数 (戸)	棟数 (棟)	戸数 (戸)
区が実施する耐震改修等事業						
耐震改修等事業に係る補助						
合計						

※ 事業予定量は、棟数と戸数を記入すること。

※ 変更申請の場合には、上段に変更前の事業予定量を（ ）書きで記載し、下段に変更後の事業予定量を記入すること。

補助事業者

年度東京都戸建住宅等耐震化促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付 で申請のあった 年度東京都戸建住宅等耐震化促進事業補助金については、東京都戸建住宅等耐震化促進事業補助金交付要綱第9の規定に基づき、下記のとおり交付します。

年 月 日

東京都知事

印

記

- 1 補助金交付申請額
金 円
- 2 補助事業の内容等
- 3 補助条件
- 4 申請者は、この交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この交付決定通知書の受領後14日以内に、申請の撤回をすることができる。

番 年 月 日 号

東京都知事 殿

補助事業者

印

年度東京都戸建住宅等耐震化促進事業補助金交付変更申請書

年 月 日付 都市建企第 号で、補助金の交付決定を受けた
年度東京都戸建住宅等耐震化促進事業について、東京都戸建住宅等耐震化促進事業補助金
交付要綱第11の1の規定に基づき、下記のとおり変更したいので申請します。

記

- 1 当初交付決定年月日／番号
年 月 日 / 都市建企第 号
- 2 最終変更交付決定年月日／番号
年 月 日 / 都市建企第 号
- 3 補助事業の実施予定期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 4 既補助金交付決定額
金 円
- 5 補助金交付変更申請額
金 円
- 6 添付書類
 - (1) 補助事業内容及び補助金額算出内訳書（別記第3号様式別添1）
 - (2) 実施計画書（別記第1号様式別添2）
 - (3) 区市町村事業要綱等、区市町村の事業内容がわかるもの
 - (4) 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム
 - (5) その他知事が必要と認める書類

※ 6添付書類の(2)から(4)までは変更が生じない場合に省略することができる。

表1 補助事業内容及び補助金額算出内訳

(単位：円)

番号	補助事業内容			全体の事業費による補助金交付額の算出				当該事業以前の交付申請額	今年度交付申請額
	事業内容	事業完了予定年度	当該年度の事業費	補助対象事業費	補助率	地方公共団体補助額	国の交付金額		
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									

- ※ 上段に変更前、下段に変更後の内容を記入すること。
- ※ 補助金申請限度額、当該事業以前の交付申請額、今年度交付申請額は、百円未満の額を切捨てた額を記入すること。
- ※ 補助率は、1/4、1/6又は7/40のいずれかを記入すること。
- ※ 交付申請する補助事業数に応じて、適宜行を追加すること。

表2 補助事業内容及び補助金額算出内訳の計

(単位：円)

事業区分	事業内容	補助事業内容			全体の事業費による補助金交付額の算出				当該事業以前の交付申請額	今年度交付申請額
		申請件数	今年度完了予定件数	当該年度の事業費	補助対象事業費	地方公共団体補助額	国の交付金額	補助金申請限度額		
耐震診断等 事業	簡易耐震診断	(0 件)	(0 件)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		0 件	0 件	0	0	0	0	0	0	0
	耐震診断	(0 件)	(0 件)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		0 件	0 件	0	0	0	0	0	0	0
	補強設計	(0 件)	(0 件)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		0 件	0 件	0	0	0	0	0	0	0
小計	(0 件)	(0 件)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
	0 件	0 件	0	0	0	0	0	0	0	
耐震改修等 事業	耐震改修	(0 件)	(0 件)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		0 件	0 件	0	0	0	0	0	0	0
	建替え	(0 件)	(0 件)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		0 件	0 件	0	0	0	0	0	0	0
	除却	(0 件)	(0 件)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		0 件	0 件	0	0	0	0	0	0	0
小計	(0 件)	(0 件)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
	0 件	0 件	0	0	0	0	0	0	0	
合計	(0 件)	(0 件)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
	0 件	0 件	0	0	0	0	0	0	0	

補助事業者

年度東京都戸建住宅等耐震化促進事業補助金交付変更承認書

年 月 日付 で変更申請のあった 年度東京都戸建住宅等耐震化促進事業補助金については、東京都戸建住宅等耐震化促進事業補助金交付要綱第11の3の規定に基づき、下記のとおり補助金交付決定を変更します。

年 月 日

東京都知事

印

記

- 1 既補助金交付決定額
金 円
- 2 変更後補助金交付決定額
金 円
- 3 補助事業の内容等
- 4 申請者は、この交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この交付決定通知書の受領後14日以内に、申請の撤回をすることができる。

補助事業者

通 知 書

年 月 日付 で変更申請のあった 年度東京都戸建住宅等耐震化促進事業については、下記の理由により変更を承認しないことを決定したので、東京都戸建住宅等耐震化促進事業補助金交付要綱第11の3の規定に基づき、通知します。

年 月 日

東京都知事

印

記

理由

番 年 月 日 号

東京都知事 殿

申請者

印

東京都戸建住宅等耐震化促進事業補助金
一括設計審査（全体設計）申請書

東京都戸建住宅等耐震化促進事業補助金交付要綱第12の2又は4の規定に基づき、一括設計審査（全体設計）を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 申請件数 件

- 2 添付書類
 - (1) 一括設計審査（全体設計）申請一覧（別記第6号様式別添）
 - (2) 工程表
 - (3) その他知事が必要と認める書類

申請者

東京都戸建住宅等耐震化促進事業補助金
一括設計審査（全体設計）承認書

年 月 日付 で一括設計審査（全体設計）承認申請のあった東京都戸建住宅等耐震化促進事業については、東京都戸建住宅等耐震化促進事業補助金交付要綱第12の3又は5の規定に基づき、下記のとおり承認します。

なお、この承認書は、補助金の交付を決定するものではありません。

年 月 日

東京都知事



記

- 1 事業の内容等
申請書記載のとおり
- 2 条件
- 3 申請者は、この決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この承認の通知受領後14日以内に、申請の撤回をすることができる。

申請者

通 知 書

年 月 日付 で一括設計審査（全体設計）承認申請のあった東京都戸建住宅等耐震化促進事業については、下記の理由により承認しないことを決定したので、東京都戸建住宅等耐震化促進事業補助金交付要綱第12の3又は5の規定に基づき、通知します。

年 月 日

東京都知事

印

記

理由

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

申請者

印

東京都戸建住宅等耐震化促進事業補助金
一括設計審査（全体設計）変更申請書

年 月 日付 都市建企第 号で（変更）承認を受けた東京都戸建住宅等耐震化促進事業補助金交付要綱第13の規定に基づき、一括設計審査（全体設計）の変更承認を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 申請件数 件

- 2 添付書類
 - (1) 一括設計審査（全体設計）申請一覧（別記第6号様式別添）
 - (2) 工程表
 - (3) その他知事が必要と認める書類

申請者

東京都戸建住宅等耐震化促進事業補助金
一括設計審査（全体設計）変更承認書

年 月 日付 で一括設計審査（全体設計）変更承認申請のあった東京都戸建住宅等耐震化促進事業については、東京都戸建住宅等耐震化促進事業補助金交付要綱第13の規定に基づき、下記のとおり承認します。

なお、この承認書は、補助金の交付を決定するものではありません。

年 月 日

東京都知事

印

記

- 1 事業の内容等
申請書記載のとおり
- 2 条件
- 3 申請者は、この決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この承認の通知受領後14日以内に、申請の撤回をすることができる。

申請者

通 知 書

年 月 日付 で一括設計審査（全体設計）変更承認申請のあった東京都
戸建住宅等耐震化促進事業については、下記の理由により承認しないことを決定したので、
東京都戸建住宅等耐震化促進事業補助金交付要綱第13の規定に基づき、通知します。

年 月 日

東京都知事

印

記

理由

番 年
月
号 日

東京都知事 殿

補助事業者

印

年度東京都戸建住宅等耐震化促進事業の中止・廃止申請書

年 月 日付 都市建企第 号で、補助金の交付決定を受けた
年度東京都戸建住宅等耐震化促進事業について、下記のとおり（中止・廃止）したいので、
東京都戸建住宅等耐震化促進事業補助金交付要綱第 14 の 1 の規定に基づき、申請します。

記

- 1 既補助金交付決定額
金 円
- 2 中止・廃止の理由

補助事業者

承 認 書

年 月 日付 で事業の（中止・廃止）申請のあった 年度東
京都戸建住宅等耐震化促進事業については、東京都戸建住宅等耐震化促進事業補助金交付
要綱第 14 の 2 の規定に基づき、下記のとおり事業の（中止・廃止）を承認します。

年 月 日

東京都知事

印

記

承認内容

補助事業者

通 知 書

年 月 日付 で事業の（中止・廃止）申請のあった 年度東
京都戸建住宅等耐震化促進事業については、下記の理由により事業の（中止・廃止）を承
認しないことを決定したので、東京都戸建住宅等耐震化促進事業補助金交付要綱第 14 の 2
の規定に基づき、通知します。

年 月 日

東京都知事

印

記

理由

第 15 号様式（第 15 関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

補助事業者

印

年度東京都戸建住宅等耐震化促進事業執行状況報告書

年 月 日付 都市建企第 号で補助金の交付の決定を受けた 年
度東京都戸建住宅等耐震化促進事業の執行状況について、東京都戸建住宅等耐震化促進事
業補助金交付要綱第 15 の 2 の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

(別紙)

自治体名

補助種別		年度予定件数	区市町村内全件数 (月まで)	整備地域内件数 (月まで)
耐震診断	簡易耐震診断			
	耐震診断			

補助種別		年度予定件数	区市町村内全件数 (月まで)	整備地域内件数 (月まで)
耐震改修等	補強設計及び耐震改修 又は耐震改修			
	建替設計及び建替え 又は耐震改修			

※ 年度予定件数は、区市町村域内で今年度実施予定の概数

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

補助事業者

印

年度東京都戸建住宅等耐震化促進事業費補助金実績報告書

年度東京都戸建住宅等耐震化促進事業の実績について、東京都戸建住宅等耐震化促進事業補助金交付要綱第 16 の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 当初交付決定年月日／番号
年 月 日 / 都市建企第 号
- 2 最終変更交付決定年月日／番号
年 月 日 / 都市建企第 号
- 3 補助事業の実施期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 4 補助金交付決定額
金 円
- 5 補助金実績額
金 円
- 6 添付書類
 - (1) 補助事業成果及び補助金額算出内訳書（別記第 16 号様式別添）
 - (2) その他知事が必要と認める書類

表1 補助事業成果及び補助金額算出内訳

(単位：円)

番号	補助事業内容			全体の事業費による補助金交付額の算出				当該事業以前の交付申請額	今年度交付申請額
	事業内容	事業完了予定年度	当該年度の事業費	補助対象事業費	補助率	地方公共団体補助額	国の交付金額		
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									

- ※ 上段に交付決定、下段に実績の内容を記入すること。
- ※ 補助金申請限度額、当該事業以前の交付申請額、今年度交付申請額は、百円未満の額を切捨てた額を記入すること。
- ※ 補助率は、1/4、1/6又は7.7/40のいずれかを記入すること。
- ※ 報告する補助事業数に応じて、適宜行を追加すること。

補助事業者

年度東京都戸建住宅等耐震化促進事業補助金額確定通知書

年 月 日付 都市建企第 号で交付決定した 年度東京都戸建住宅等耐震化促進事業費補助金について、年 月 日付 で提出された実績報告書を審査した結果、当該補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認められるので、東京都戸建住宅等耐震化促進事業補助金交付要綱第 17 の規定に基づき、下記のとおり額を確定します。

年 月 日

東京都知事

印

記

確定補助金額
金 円

第 18 号様式（第 18 関係）

年 月 日

東京都知事 殿

補助事業者

印

請 求 書

年 月 日付 都市建企第 号で、額の確定通知を受けた 年
度東京都戸建住宅等耐震化促進事業費補助金について交付を受けたいので、下記のとおり
請求します。

記

請求金額
金 円